横浜市記者発表資料



平成 29 年 1 月 23 日水道局給水維持課

上手に使おう 横浜の水

水道局 2017 災害対策強化期間

~健康と豊かな慕らしは 蛇口から~

水道局では平成 29 年1月から3月までを強化期間として、様々な災害対策を推進しています

公民連携 による 災害対策

横浜市管工事協同組合との災害協定を改定します!

『災害時の応急活動』の連携を強化します

水道局では、市内で災害が起きた場合に備えて、横浜市管工事協同組合と「災害時の協力に関する協定」を平成 17 年度に締結していますが、熊本地震での経験を活かし、より迅速に水道施設等の復旧や応急給水活動が行えるよう連携を強化します。

具体的には、「災害時における漏水修理に使用する給水材料の提供」、「<u>災害時給水所</u>*1への組合員の参集」、「通常時の防災訓練への協力」などの新たな内容を盛り込んだ協定に改定します。

協定締結にあたり、次のとおり調印式を行いますので、ぜひ取材をお願いします。

- ※1 災害時給水所とは、地震等の災害発生時、市民の皆さまが飲料水を得ることができる場所です。

平成 28 年4月に発生した熊本地震では、水道施設などに甚大な被害があり、横浜市水道局では 横浜市管工事協同組合の組合員等とともに、熊本県熊本市及び益城町の被災地で復旧活動を行いました。

1 開催日時

平成29年1月27日(金) 11時から11時30分まで(10時50分開場) 取材にあたっては、事前にご連絡いただきますようお願いします。

2 場所

横浜市水道局 第一応接室 (横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル 11F)

3 協定締結者

横浜市管工事協同組合 ^{※2} 理事長 佐々木 靖 太 様横浜市水道事業管理者 水道局長 山 隈 隆 弘

※2 横浜市管工事協同組合とは、管工事業を行う小規模の事業 者で、横浜市内に事業所又は店舗を有する者を構成員とする中 小企業等協同組合法上の法人。



平成 28 年熊本地震で水道管の漏水修理を している組合員の様子 (熊本県益城町)

4 当日のスケジュール(予定)

- ・水道局長あいさつ
- 理事長あいさつ
- •『災害協定』調印式

| お問合せ先 | | | | |
|---------------|-----------|-------|-----|---------------------|
| (協定の改定に関すること) | 水道局給水維持課長 | 渡邉 知幸 | Tel | 045-633-0174 |
| (応援派遣に関すること) | 水道局総務課長 | 山口 俊宏 | Tel | 0.45 - 6.33 - 0.102 |